

平成25年
第2回
臨時会

埼玉西部消防組合議会会議録

目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

議 事

月 日 曜日

議

事

9月24日(火)

○議事日程	3
○開 会 (午前9時56分)	
○副管理者挨拶	7
○議事日程の報告	7
○議会運営委員会委員長報告	7
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○諸般の報告	8
○管理者提出議案の上程 (議案第56号)	9
○提案理由の説明	10
藤 宮 消防長	
○質 疑	10
○討 論	14
○採 決	15
○管理者提出議案の上程 (議案第57号)	16
○提案理由の説明	16
藤 宮 消防長	
○質 疑	16
○討 論	16
○採 決	16
○管理者提出議案の上程 (議案第58号)	17
○提案理由の説明	17

藤 宮 消防長

○質 疑	1 8
○討 論	2 0
○採 決	2 1
○管理者挨拶	2 1
○閉 会 (午前1 0時4 6分)	

○ 招 集 告 示

埼玉西部消防組合告示第5号

平成25年第2回埼玉西部消防組合議会臨時会を次のように招集する。

平成25年9月12日

埼玉西部消防組合

管理者 藤 本 正 人

記

1 期 日 平成25年9月24日

2 場 所 埼玉西部消防局 講堂

○ 応招・不応招議員

平成25年第2回臨時会

応招議員

1番	安田義広	議員	2番	末吉美帆子	議員
3番	荒川 広	議員	4番	町田昌弘	議員
5番	小谷野 剛	議員	6番	栗原 武	議員
7番	浜野好明	議員	8番	村上 浩	議員
9番	秋田 孝	議員	10番	齋藤忠芳	議員
11番	石井幸良	議員	12番	加藤由貴夫	議員
13番	野田直人	議員	14番	向口文恵	議員
15番	宮岡治郎	議員	16番	近藤常雄	議員

不応招議員

なし

平成25年
第2回
臨時会

埼玉西部消防組合議会会議録1号

平成25年9月24日（火曜日）

第1日 議事日程

- 1 開 会
 - 2 開 議
 - 3 副管理者挨拶
 - 4 議会運営委員会委員長報告
 - 5 会議録署名議員の指名
 - 6 会期の決定
 - 7 諸般の報告
 - 8 管理者提出議案の上程（議案第56号）
 - 9 管理者提出議案の上程（議案第57号）
 - 10 管理者提出議案の上程（議案第58号）
 - 11 管理者挨拶
 - 12 閉 会
-

本日の出席議員 16名

1番	安田義広議員	2番	末吉美帆子議員
3番	荒川 広議員	4番	町田昌弘議員
5番	小谷野 剛議員	6番	栗原 武議員
7番	浜野好明議員	8番	村上 浩議員
9番	秋田 孝議員	10番	齋藤忠芳議員
11番	石井幸良議員	12番	加藤由貴夫議員
13番	野田直人議員	14番	向口文恵議員
15番	宮岡治郎議員	16番	近藤常雄議員

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

藤本正人	管理者	仲川幸成	副管理者
大久保勝	副管理者	田中龍夫	副管理者
谷ヶ崎照雄	副管理者	藤宮直樹	消防長
田島義康	消防局副局長	橋本賢一	消防局副局長
平沼良政	消防局副局長	江口庸介	消防局次長 兼指令課長
森田浩之	企画財政課長	荒幡憲作	総務課長
植野豊	予防課長	関口崇	警防課長
横島和美	救急課長	新井清	所沢中央 消防署長
小高繁男	所沢東 消防署長	藤川健治	狭山消防署長
竹田光男	入間消防署長	駒井肇	飯能日高 消防署長

午前9時56分開会

出席議員 16名

1番	2番	3番	4番	5番	6番
7番	8番	9番	10番	11番	12番
13番	14番	15番	16番		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

管理者	副管理者	副管理者	副管理者
副管理者	消防長	消防局副局長	消防局副局長
消防局副局長	消防局次長兼指令課長	企画財政課長	総務課長
予防課長	警防課長	救急課長	所沢中央消防署長
所沢東消防署長	狭山消防署長	入間消防署長	飯能日高消防署長

◎開会及び開議の宣告

○近藤常雄議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年第2回埼玉西部消防組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎副管理者挨拶

○近藤常雄議長 ここで、飯能市より選出されております副管理者に本年8月に変更がありましたので、御紹介をいたします。

大久保副管理者より御挨拶をお願いいたします。

○大久保副管理者 おはようございます。ただいま御紹介を賜りました飯能市長の大久保でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

そしてまた今般副管理者としてお世話になることになりました。何分ふなれでございませので、また皆さんの御教示、御協力を心からお願い申し上げまして就任の御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

◎議事日程の報告

○近藤常雄議長 本日の議事日程については、お手元に配付してありますので、これによって、議事を進行させていただきます。

◎日程第1 議会運営委員会委員長報告

○近藤常雄議長 日程第1、議会運営委員会委員長報告を願います。

議会運営委員会委員長、小谷野剛議員。

○小谷野 剛議会運営委員長 おはようございます。

平成25年第2回埼玉西部消防組合議会臨時会の議事運営につきまして、本日議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期につきましては本日1日とし、議事日程といたしましては、お手元に配付されておりますとおり、まず、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告を願います。

続いて、条例2件の提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。

なお、議案第56号の条例に対して、議案質疑通告者が2名となっております。

次に、平成25年度一般会計補正予算（第2号）の提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。

補正予算に対する議案質疑通告者は1名となっております。

以上の3件の議案を審議し、本臨時会を終了いたします。

以上、概要を申し上げましたが、提出されております諸議案が日程のとおり審議の上、決定いただきますよう皆様方の御協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○近藤常雄議長 以上で報告を終わります。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○近藤常雄議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

5番 小谷野 剛 議員

6番 栗原 武 議員

以上2人の方を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○近藤常雄議長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○近藤常雄議長 日程第4、この際、諸般の報告を行います。

まず、議長から申し上げます。

埼玉西部消防組合一般会計に係る例月出納検査について、平成25年7月分の結果報告が、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき監査委員から報告がありました。その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

書記長に朗読させます。

〔書記長朗読〕

○原嶋書記長 朗読いたします。

埼玉西消企第88号

平成25年9月24日

埼玉西部消防組合議会

議長 近藤常雄様

埼玉西部消防組合

管理者 藤本正人

埼玉西部消防組合議会付議事件について

平成25年第2回埼玉西部消防組合臨時会に付議する事件を次のとおり提出いたします。

議案第56号 埼玉西部消防組合職員の給料の臨時特例に関する条例

議案第57号 埼玉西部消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

議案第58号 平成25年度埼玉西部消防組合一般会計補正予算（第2号）

以上で朗読を終わります。

○近藤常雄議長 地方自治法第121条の規定により本臨時会に議案説明のため出席者については、お手元に配付いたしました一覧表のとおりであります。

議長からの報告は終わります。

続いて、管理者から挨拶と行政報告を行いたい旨申し出がありますので、これを許します。

藤本管理者。

○藤本管理者 おはようございます。

本日ここに、平成25年埼玉西部消防組合議会第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、各市議会で大変お忙しい中、そしてお疲れのところ御参集いただき、提案いたしました議案について御審議いただきますこと、心より厚く御礼を申し上げます。

先ほど御挨拶させていただきましたが、飯能市より選出されております副管理者に変更がありまして、新たに大久保勝市長が当組合副管理者として就任いたしました。あわせて、職務代理者については仲川幸成副管理者に就任いただきましたので、この場をお借りいたしまして御報告申し上げます。

さて、本臨時会の提出議案であります。条例の制定1件、条例の改正が1件、補正予算が1件であります。何とぞよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

よろしくどうぞお願いいたします。

○近藤常雄議長 以上で諸般の報告は終わります。

◎日程第5 管理者提出議案第56号

○近藤常雄議長 日程第5、議案第56号「埼玉西部消防組合職員の給料の臨時特例に関する

条例」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○近藤常雄議長 提案理由について、藤宮消防長から説明を求めます。

○藤宮消防長 議案第56号「埼玉西部消防組合職員の給料の臨時特例に関する条例」について、提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案書の1ページをごらんください。

この条例は、平成25年1月28日に、総務大臣から、東日本大震災を契機とした防災減災事業への積極的な取り組み及び地域経済の活性化を図るため、平成24年4月から平成26年3月までの2年間について実施している国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体においては速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請がありました。

この要請に対し、本組合においても平成25年10月から平成26年3月までの6カ月間、給料の減額措置を実施するため、提案するものです。

次に、給料の減額率についてですが、議案資料の1ページをごらんください。

局長、副局長を6.81%、次長を6.61%、課長及び主幹を6.41%、副主幹を5.31%、上席主査を5%、主査を4.67%、主任を4.53%、主事を2.95%、主事補を2.68%減額します。

この結果、全体の給料総額で8,274万443円、共済負担金の減額を含めると1億27万695円の削減となります。

以上で議案第56号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○近藤常雄議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○近藤常雄議長 これより質疑を願います。

荒川議員。

○3番 荒川 広議員 通告してありますように、議案第56号の条例制定について質疑を申し上げます。

まず、1点目は、地方公務員の給料の削減減額というものが総務大臣から要請されてきた。このことについて地方6団体などは反対を示したわけですが、当組合としてもこの地方6団体の考え方、いわゆる地方自治への侵害との受けとめということにはなかったのかどうか。これが1点目です。

2点目は、当組合を構成する5つの市の職員給料の減額に対する執行がふぞろいだと、そ

ういう中で旧構成市職員給料との整合性、これは考慮しなかったのかどうかということが2点目。

3点目は、構成5市の平成25年度の普通交付税の当初予算と交付決定額、これを示していただきたいということが1回目の質疑です。

○近藤常雄議長　それでは、ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

藤宮消防長。

○藤宮消防長　お答えいたします。

初めに、総務大臣からの給与減額の要請についての御質疑ですが、全国市長会、全国市議会、議長会等の総称である地方6団体から、地方公務員の給与は、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与削減を強制することは地方自治の根幹にかかわる問題であること、地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは地方の固有財源という性格を否定するものであり行うべきではないなどの共同声明が出されております。

また、県市長会においても、県内全40市長の総意として、総務大臣へ異議を唱える決議書が提出されており、本組合においても同様の考えでございます。

一方で、本組合の予算は、組合市からの負担金で賄われており、組合市が給与減額をするという判断は、本組合においても考慮しなければならないことでもございます。

このことから、苦渋の選択ではありますが、組合市にあわせて実施するため提案させていただきました。

次に、組合市職員給料との整合性についてお答えいたします。

今回の給料削減措置は、国から地方公共団体の1つである本組合への要請であることから、以前所属していた組合市の職員別に減額率を複数設定するのではなく、本組合の職員に対し、統一の減額率とさせていただきます。

また、本組合の減額率ですが、組合市では地方交付税の削減分等を考慮して減額率を設定していることから、減額率を組合市の平均とすることで、本組合に対する国からの要請額に応じるものであると考えております。

次に、組合市の平成25年度普通交付税の当初予算額と交付決定額についてお答えいたします。

組合市の当初予算額と交付決定額ですが、所沢市の当初予算額が19億円、交付決定額が20億273万1,000円、飯能市の当初予算額が28億5,000万円、交付決定額が30億4,142万2,000円、狭山市の当初予算額が17億5,000万円、交付決定額が16億4,661万円、入間市の当初予算額が12億6,200万円、交付決定額が14億6,820万9,000円、日高市の当初予算額が12億1,300万円、交付決定額が11億4,014万7,000円であります。

なお、当初予算額と交付決定額をお答えしましたが、組合市が当初予算額をどのような算定方法で積算しているか、本組合では承知しておりません。

以上でございます。

○近藤常雄議長 荒川議員。

○3番 荒川 広議員 まず、1点目については、地方6団体と同様の考えを組合でも持っている、苦渋の選択ということですが、これについて、当然、管理者、副管理者を初め、構成市のトップの皆さん方同士の協議は行われたのかどうか、この件でこれを決めるに当たって、その点が1点。

それから、2点目ですけれども、構成5市の減額の執行がふぞろいです。多分、所沢市は一般職員までは削減が及んでいないんですね。それで飯能市は御存じのように市議会で否決されて、これは執行しないということです。その辺でそういった意味での格差が生じているわけですが、それを統一したものに、ある程度来年3月までという限定したものであっても、今回このような不均衡がまた生じてしまうことについてどう思っているのか。

3点目の交付税の予算額と決定額なんですけれども、今言ったような不均衡があるために、今5市の当初予算トータルと交付決定額のトータルを差し引きますと約3億4,800万円、決定額のほうが多いんですね。交付決定額が多いんです、5市のトータルをしますと。そういう意味では、構成市はこのことによって行政サービスが削減されるとか、低下するとか、そういうことの懸念は払拭されるのではないかと思うんです。当初予算よりも上回る決定額なんですから、そういう意味ではもっと熟慮する必要があったのではないかと思うんですが、以上3点について御答弁をお願いします。

○近藤常雄議長 ただいまの質疑に対し、藤宮消防長から答弁を求めます。

○藤宮消防長 答えいたします。

第1点目の御質疑は、給料減額について、各5市の市長様と協議したかどうかという御質疑でございましたけれども、当然、私ども組合で今回の削減率を設定する際におきまして、各正副管理者とは協議をいたして今回提出させてもらっている削減率とさせていただきます。

次に、旧所属の減額に合わせて実施すべきではなかったのかという御質疑であったと思いますが、平成25年4月1日の組合設立時に、職員の給料につきましては組合市の給料表から本組合の給料表に切りかえてございます。

このことから、現在全職員が同一の給料表を使用するため、以前所属しておりました組合市の職員別に減額率を複数設定するのではなく、本組合の職員として統一の減額率とすることが適切であると考えております。

続きまして、普通交付税の交付額が当初予算額より多いのにもかかわらず、減額を実施す

るのかという御質疑かと思えますけれども、まず、組合市の平成25年度普通交付税の交付決定額と当初予算額を比較した場合、交付決定額が増額しました市は所沢市、飯能市、入間市、減額した市が狭山市、日高市の2市となっております。

先ほど御答弁させていただいたとおり、当初予算額と交付決定額の関係につきましては、組合市が当初予算額をどのような算定方法で積算しているか本組合では承知しておりませんので、本組合としては国からの要請、組合市の状況等を踏まえまして、給料減額を実施したいと考えております。

以上でございます。

○近藤常雄議長 以上で、荒川議員の質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

町田議員。

○4番 町田昌弘議員 議案第56号についてお伺いします。

給料の減額については、国からの地方公務員の給料削減要請を踏まえ、各組合構成市でも給料の減額の条例が出ていると思いますが、消防組合職員の給料の減額については会計上どのように減額されるのですか。まずそれをお伺いいたします。

○近藤常雄議長 ただいまの質疑に対し、藤宮消防長から答弁を求めます。

○藤宮消防長 お答えいたします。

本件の給料減額分につきましては、組合規約14条本文及び別表に基づき計算されました経常経費の負担割合で按分をし、組合市に返還するものでございます。

なお、返還の時期につきましては、決算余剰金は、決算後、翌年度の繰越金とすることで組合市との合意を得ていることから、平成25年度の給料減額分を含む決算余剰金は、平成26年度への繰り越し手続をとった上で、平成26年第2回定例会にて補正予算を提出し、他の経費とともに精算を行い、余剰金を組合市に返還することとしております。

以上でございます。

○近藤常雄議長 町田議員。

○4番 町田昌弘議員 ただいまのお答えで、組合職員の減額分は組合で利用するものではなく、各構成市へ戻すということでございますが、組合市では職員の給料減額分をどのように活用するのですか。また、消防組合の給料減額分の考え方があれば、お答えをお願いします。

○近藤常雄議長 ただいまの質疑に対し、藤宮消防長から答弁を求めます。

○藤宮消防長 組合職員の給料減額分の活用の考え方でございますが、お答えいたします。

組合市での職員給与減額分の活用につきましては、基準財政需要額の影響額を減額し、市民サービスの低下にならないために活用するものと聞いております。

消防組合としましては、先ほど御説明しましたとおり、消防組合職員の給料減額分を組合市に按分をし、返還いたしますので、組合市の市民サービスのために有効に活用されるものと考えております。

以上でございます。

○近藤常雄議長　これで町田議員の質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長　なければ、質疑を終結いたします。

○討　論

○近藤常雄議長　これより討論に入ります。反対の方から願います。

荒川議員。

○3番 荒川 広議員　私から、議案第56号「埼玉西部消防組合職員の給料の臨時特例に関する条例」の反対討論を行いたいと思います。

議案第56号「埼玉西部消防組合職員の給料の臨時特例に関する条例」に反対する理由は、東日本大震災の被災地への復興財源として総務大臣が地方公務員給料の削減を地方公共団体に要請されたことに対する埼玉西部消防組合の対応策についてでありますけれども、そもそも地方公務員の給料削減、これを国が地方に要請すること自体、地方自治へのあからさまな介入であり、地方6団体挙げて反対を表明していたものであります。

当組合も、一部事務組合とはいえ、特別地方公共団体であり、国が口をはさんでもいいといういわれはありません。地方自治への侵害に組合としてどんな活動をしたのか。中でもこの4月から広域化した埼玉西部消防組合の職員給与が自治体によっては一般職員よりも削減されている実態がある中で、さらなる削減は消防職員の士気に及ぼす影響ははかり知れません。構成市のうち所沢市の職員給与削減条例では一般職員には及んでいませんし、飯能市では議会が否決し、削減されておられません。同じ市民の命と安全を守り、ひいては暮らしを守る仕事に従事しながら、この不公平な扱いには関係職員の理解と納得を得ることは困難です。また、組合を構成する5市の足並みがそろわない事態が生じている際には、現状どおりにする等のルールを確立しないと、今後ますます給料の格差が生まれてしまうことになりかねず、職員の士気の低下を招きます。

国は人件費の普通交付税削減をしてきたことから、このままだと市民サービスに影響するとの理由で、やむなく苦渋の選択をしたと言われる自治体もありますが、普通交付税の当初予算額が交付決定額と比べて少ない自治体が所沢市、入間市、飯能市の3市あり、5市をトータルすると交付決定額のほうが約3億5,000万円多いのです。給与の削減をしなくとも、

当初予算で予定した市民サービスは十分に確保されるのです。

以上の理由から、議案第56号「埼玉西部消防組合職員の給料の臨時特例に関する条例」に反対し、討論いたします。

○近藤常雄議長 次に、賛成の願います。

安田議員。

○1番 安田義広議員 議案第56号「埼玉西部消防組合職員の給料の臨時特例に関する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の立場から討論いたします。

2011年3月11日に発生した震災と津波、それに伴う原発事故は、戦後最大の国難であります。同年3月17日午前7時、内閣総理大臣から東京都知事に対し、福島第一原発への東京消防庁ハイパーレスキュー隊の派遣要請があり、翌18日午前3時、特殊災害対策車を含む30隊139名が出動されました。巨大な放水車で連続放水を開始した勇姿はまだ私の記憶に新しいものです。日本もまだ捨てたものではない、心に熱いものを感じました。

と同時に、ほぼ被災をしていない地域に住む私たちは何をすべきであろうかということも深く考えさせられました。

新藤総務大臣は、国を再生するためにまずは公務員が協力をし、震災復興の加速をするとし、それから、本年1月に地方公務員の給与についても国における給与減額措置を講じ、その要請で捻出した分を地域の活性化に使い、国難を乗り越えるために必要な地域の元気づくりに活用していただきたい、その旨での発言でありました。

本来、地方公務員の給与は国に強制されるものではありません。しかし、今私が申し上げたそのようなことを考えますと、我が誇るべき埼玉西部消防組合がこのような提案をしたということは尊重すべき決断であると私は考えます。

また、質疑、答弁の中で明らかになったように、構成5市において提案までの議論、減額率、会計処理、使い道、よく議論されている様子も伺えました。

以上の理由により、本条例の制定に賛成するものであります。

○近藤常雄議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 なければ、以上で討論を終結いたします。

○採 決

○近藤常雄議長 これより採決いたします。

議案第56号「埼玉西部消防組合職員の給料の臨時特例に関する条例」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○近藤常雄議長 起立多数であります。

よって、議案第56号「埼玉西部消防組合職員の給料の臨時特例に関する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 管理者提出議案第57号

○近藤常雄議長 日程第6、議案第57号「埼玉西部消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○近藤常雄議長 提案理由について、藤宮消防長から説明を求めます。

○藤宮消防長 議案第57号「埼玉西部消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」について提案理由を御説明申し上げます。

この条例は、平成25年第1回定例会で御審議いただきました埼玉西部消防組合情報公開条例の改正により、同条例から引用している条番号が変更となったため、条例の一部を改正するものでございます。

なお、議案資料の3ページに本条例改正の新旧対照表を添えておりますので、参考としていただきますようお願い申し上げます。

以上で議案第57号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○質 疑

○近藤常雄議長 これより質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 なければ、質疑を終結いたします。

○討 論

○近藤常雄議長 これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 なければ、討論を終結いたします。

○採 決

○近藤常雄議長 これより採決いたします。

議案第57号「埼玉西部消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 管理者提出議案第58号

○近藤常雄議長 日程第7、議案第58号「平成25年度埼玉西部消防組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○近藤常雄議長 提案理由について、藤宮消防長から説明を求めます。

○藤宮消防長 議案第58号「平成25年度埼玉西部消防組合一般会計補正予算（第2号）」について提案理由を御説明申し上げます。

議案書の11ページと議案資料の5ページをごらんください。

平成25年7月に埼玉県広域災害・救急医療情報システムへのアクセス用情報機器端末整備費補助金が創設されたところでございます。このことを受け、埼玉県広域災害・救急医療情報システムへのアクセス用情報機器端末タブレットでございしますが、27台を取得するため補助金の交付申請をしたところ、埼玉県広域災害・救急医療情報システムへのアクセス用情報機器端末整備費補助金266万7,735円が交付決定されました。

この県補助金の収入に伴い、議案書12ページ、第1表「歳入歳出予算補正」、歳入、6款県支出金、1項県補助金に266万8,000円を増額、13ページ、歳出、3款消防費、1項常備消防費に266万8,000円を増額するものでございます。

なお、歳入歳出予算事項別明細書を議案書の14ページ以降に記載しております。また、埼玉県広域災害・救急医療情報システムへのアクセス用情報機器端末整備費補助金交付決定書の写しを議案資料の6ページに添えておりますので、参考としていただきますようお願いいたします。

続きまして、埼玉県広域災害・救急医療情報システムについて御説明申し上げます。

このシステムは、県内の各病院が入力した受け入れ情報を消防本部から救急隊へ紙ベースにより提供し、受け入れ病院を選定する際に利用しているシステムでございしますが、本年1月に、県北部の消防本部が扱った救急事象において傷病者の受け入れ先を探したところ、紹介回数が36回に及んだケースが発生いたしました。このことを受け、埼玉県では現行のシステムを改定し、アクセス用情報機器端末タブレットを県内の全ての救急車に配備することと

なりました。

改定されるシステムは、これまで病院が入力した受け入れ情報の提供が主なものでありましたが、アクセス用情報機器端末タブレットを使用することにより、救急隊がシステムへ直接アクセスすることができ、傷病者の受け入れ可否、診療科目、ベッド数、医師の在勤状況などの情報を得ることができるようになります。また、救急隊が収容先の病院情報の現況を入力することができ、他の救急隊へリアルタイムに受け入れ情報が提供できるようになります。今後はこのシステムを有効に活用し、より充実した救急サービスを提供していきたいと考えております。

以上で議案第58号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○質 疑

○近藤常雄議長 これより質疑を願います。

末吉議員。

○2番 末吉美帆子議員 議案第58号、埼玉県広域災害・救急医療情報システムへのアクセス用情報機器端末整備費補助金について議案質疑させていただきます。

議案説明をいただきましたので、重複する部分がもしありましたら、御容赦いただきたいと存じます。

まず、1点目です。当管内の救急業務における医療機関の受け入れの現状について、お伺いをいたします。

2点目、埼玉県広域災害・救急医療システムの詳細と整備状況、他の状況などわかりましたら、教えていただきたいと思います。

3点目に、このアクセス用情報機器端末を導入することによって期待される効果について、御説明いただきたいと思います。

4点目に、この端末の対応機種、使用年限、契約方法についてお伺いします。

○近藤常雄議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

橋本副局長。

○橋本消防局副局长 末吉議員の議案第58号の救急業務に関する4点の御質疑にお答え申し上げます。

初めに、医療機関の受け入れの現状についてでございますが、当消防局管内の平成25年1月から8月までの救急出動件数1万9,914件のうち、受け入れ問い合わせ回数が1回であったものは1万5,767件で全体の約79%、残りの約21%は問い合わせ回数が2回から6回となっております。

問い合わせ回数が増える要因は、ベッド満床や医師不在など病院側の受け入れ状況によるものでございますが、これらの課題につきましては、今後も市民サービスの低下につながらないよう医療機関と連携を図ってまいります。

続きまして、2点目の埼玉県広域災害・救急医療システムの詳細と整備状況についてでございますが、このシステムは現在も稼動しておりますシステムで、インターネットを利用して関係機関が運用してございます。

現在のシステムの概要ですが、各病院が毎日朝9時と夕方4時半に入力した受け入れ情報を救急隊が受け入れ病院選定の際に利用しているものでございます。現在は消防本部が紙ベースで救急隊へ提供しております。このほかにも各地の広域災害情報など医療、災害に関連する情報を得ることができるシステムでございます。

なお、今回購入を予定しているアクセス用情報機器端末タブレットを既に導入し、運用を開始している佐賀県、岐阜県、奈良県、関東圏内では栃木県、茨城県などでは、今までよりスムーズな収容先の選定が行え、迅速な搬送に成果を上げていると聞いております。

次に、3点目のアクセス用情報機器端末導入による期待される効果についてでございますが、改定される新システムでは、今まで病院からの受け入れ情報の提供が主なものでございましたが、アクセス用情報機器端末導入により各救急隊が直接システムへアクセス可能となり、受け入れの可否や診療科目、ベッド数、常駐している医師の現況などの情報を得ることができます。

また、救急隊が収容先の病院情報の現況を入力することができるなど、他の活動をしている救急隊へリアルタイムに受け入れ情報を提供することができますので、搬送時間の短縮につながるものと期待しております。

4点目の今回導入する情報機器端末についてでございますが、県が推奨しております対応機種は、富士通のアローズ、アップルのアイパッド、パナソニックのビズパッドの3機種でございます。

使用年限につきましては、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」によりますと通信機器は5年となっておりますが、各社が提供しているサポートプランなどを利用して機器メンテナンスをしながら使用してまいりたいと計画でございます。

契約方法につきましては、今後発生する通信コストなどを考慮し検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○近藤常雄議長 末吉議員。

○2番 末吉美帆子議員 御丁寧な御説明、ありがとうございました。

今御説明いただきました通信コストの部分などは、今後の維持費については非常に気にな

るところなんですけれども、今これから選定に入ることではお答えになれない部分か
と思いますので、今後の中で注視していきたいと思っております。

それから、ヒアリングの中で他県の情報ということでお伺いいたしまして教えていただき
ました岐阜県などをインターネットなどで調べますと、先ほどおっしゃられました効果の部
分で、救急車から直接閲覧ができ、隊員が結果を入力することで最新情報を関係者で共有で
きる。県が一括で導入することで、県内の救急車が全県で同じ情報を共有できるというこ
とが書いてありました。と同時に、広域災害が発生した場合も効率的な搬送や効果を期待でき
るということが載っておりましたので、埼玉県の中でも今後そのような期待ができるのかな
というふうに思っております。お答えがあれば言っていたきたいと思います。

最初のところなんですけれども、救急隊の受け入れの状況ですよね。当初、実は質疑する
ときに、救急車の搬送到着時間を質疑しようと思っていたんですけれども、御説明の中で、
現在、救急救命士の現場処置が可能になったことでよりよい状態で病院に運ぶということに重
きがあるので、時間にこだわるという私のほうの考えではなく、本当によりよい状態で搬送
していくという現状に合わせたほうがよいと思い、その質問はやめました。

逆に、今の御説明の中で、1回の問い合わせが8割、それから、2回から6回の問い合わ
せの方が2割というふうにお伺いいたしまして大変安心したんですけれども、先ほど御説明
がありましたように、久喜市で25の病院から受け入れが36回断られて、2時間半後に大変残
念なことになったというニュースは市民に不安感を与えたものでもあります。当管内の中で
こういった医療機関が見つからなかったことで深刻な事態に陥った事例があったかどうか、
最後に確認させていただきたいと思えます。

○近藤常雄議長 橋本副局長。

○橋本消防局副局长 お答え申し上げます。

幸いにも当管内では、本年1月、県北地域で発生しました受け入れ問い合わせ回数が36回
というような深刻な事態は今のところ発生しておりません。

しかしながら、当管内に26の救急告示病院がありますので、収容状況は比較的良好な地域
ですが、今後もこの地域医療機関と連携を密にして、一刻も早く医療機関へ収容できるよ
う努力してまいりたいと思えます。

以上でございます。

○近藤常雄議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 なければ、質疑を終結いたします。

○討 論

○近藤常雄議長 これより討論に入ります。
〔「なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 なければ、討論を終結いたします。

○採 決

○近藤常雄議長 これより採決いたします。

議案第58号「平成25年度埼玉西部消防組合一般会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎管理者挨拶

○近藤常雄議長 ただいま管理者から挨拶を行いたい旨申し出がありましたので、これを許します。

藤本管理者。

○藤本管理者 平成25年埼玉西部消防組合議会第2回臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会に御提案させていただきました3議案については、それぞれ原案どおり可決いただき、厚く御礼申し上げます。

質疑の中でいただきました御意見、御要望等につきましては調査研究をさせていただき、今後の組合運営に反映させてまいりたいと考えております。

結びに、議員各位におかれましては健康に十分御留意され、ますます御健勝にて御活躍いただきますよう心より御祈念申し上げまして、閉会に当たりましての御礼の御挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

◎閉会の宣告

○近藤常雄議長 これで、付議された事件は全て議了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもって平成25年第2回埼玉西部消防組合議会臨時会を閉会いたします。

本日は御苦勞さまでした。

午前10時46分閉会

職務のため議場に参加した職員の職氏名

消防局次長（書記長） 原 崑 秀 男

企画財政課副主幹（書記） 岸 文 隆

企画財政課副主幹（書記） 加 藤 陽 一

企画財政課主査（書記） 栗 山 秀 晶

企画財政課主査（書記） 沼 井 俊 明

議 長 近 藤 常 雄

署名議員 小 谷 野 剛

署名議員 栗 原 武